

令和 6 年

第 6 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和6年6月28日(金)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
令和6年6月28日(金) 13時 30分
- 2 招集場所
5階 第2委員会室
- 3 出席委員
委員 桃坂 克己
委員 鬼頭 良典
委員 尾崎 環
- 4 出席職員等
吉兼教育長職務代理者
吉本教育総務課長
古城指導室長
井上学校管理課長
木村防災食育センター長
森生涯学習課長
増田文化課長
柴田スポーツ振興課スポーツイベント係長
加來教育総務課課長補佐兼教育政策係長
- 5 議題及び議事の概要
別紙
- 6 閉会 14時 31分

教 育 長

指 名 委 員

令和6年6月28日

開議 13時30分

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

それでは、定刻となりました。ただいまから令和6年第6回定例教育委員会を開催したいと思います。

開会前に資料の差し替えと追加資料がございますので、確認をさせていただきます。

まず、差し替えについてですが、2点ございます。

1点目、事前に配付させていただいておりました、本日の次第において、議案第23号の年度が誤っておりましたので、修正後の次第を配付させていただいております。

2点目、議案第24号の行橋市教育支援委員会運営規程の制定について、の資料として添付しておりました、行橋市教育支援委員会運営規程（案）に文言の修正がありましたので、修正のあった6ページ及び9ページの修正後の資料を配付させていただいております。大変申し訳ございません。

次に、追加資料については4点ございます。

1点目、議案第23号 令和7年度当初予算編成に係る臨時的経費及び社会保障経費についての資料。2点目、報告第18号 職員の懲戒処分等についての資料。3点目、報告第20号 6月定例議会の議案の議決状況についての資料。4点目、その他の行橋市の公民館の冊子でございます。不足はございませんか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、吉兼教育長職務代理人、お願いいたします。

1. 開会

○教育長職務代理人 吉兼法子君

定足数に達しておりますので、令和6年第6回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長職務代理人 吉兼法子君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

ないようですので、承認いただいたものといたします。

なお、今回の会議録署名委員は、行橋市教育委員会会議規則第17条の規定により、桃坂委員を指名いたします。

桃坂委員、よろしくお願いいたします。

（桃坂君「はい」の声あり）

3. 教育長事務報告

○教育長職務代理者 吉兼法子君

続きまして、教育長事務報告についてです。

事前にお配りしている資料の1ページを御覧ください。5月23日から6月28日までの事務について記載しております。

私が参加しましたのが、5月23日、この定例教育委員会の前、先だつて行われました不祥事防止対策検討委員会に出席いたしました。それから5月30日の定例校長会、ここにおいては参加いたしまして、管理職試験の締め切りが近づいている時期でしたので、その準備のお願いと、校長として後輩を育てるということで、人材育成についてのお願いを校長にしたところです。

それから、6月議会が始まりました。本会議初日が11日でした。そして一般質問が17日、18日、19日の3日間、最終日が27日に行われまして、全て参加いたしました。議決内容については、後で報告があると思います。

そして6月21日金曜日に行われましたグレイス・チャーチ・スクールのフェアウェルパーティー、お別れ会ですね、これにも参加いたしました。中央公民館でしたが、尾崎委員も参加していただきました。ありがとうございました。以上です。

それでは、内容等について質問等がありましたら、お願いします。

桃坂委員、どうぞ。

○委員 桃坂克己君

たわいもないことなんですが、グレイス・チャーチのパーティーということで、今回の雰囲気は、どんな感じだったですか。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

今回は、文教厚生委員の議員さんにも参加していただいて、そして参加者はホストファミリーの家族と、もちろんその中学生と、お客さんとして招いたグレイス・チャーチからの中学生と、そしてグレイス・チャーチ・スクールの先生というか大人2人、女性です。1人は高校の数学の先生と、もう1人は事務なんですけれども、海外交流について担当しているベテランの先生です。そして私と教育委員会ももちろん参加しまして、すごくやっぱり感激してですね、お互いにいい経験だったという声が、たくさん聞かれました。

ホストファミリーのほうも、すごく歓待をして、どんなものをつくられたんですかと聞いたりして、すごく話をされて、いい経験だったというふうに、とても満足されていきました。別れを惜しむように涙を見せる生徒もいました。

○委員 桃坂克己君

参加した人は、いい経験になったと思うので、これはどんどん続けていったり、輪を

広げていくということであれば、そういったパーティーの中身をどンドン世に知らしめるということも必要になってくると思うので、ぜひ、お願いしたいなと思います。

○教育長職務代理人 吉兼法子君

ありがとうございます。

他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第22号 人事案件について

○教育長職務代理人 吉兼法子君

それでは、本日の議事に入ります。

議案第22号 人事案件について、説明をお願いいたします。

木村センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件について、3ページをお願いします。

7月1日から会計年度任用職員、学校給食調理員2名を新規採用いたします。説明は以上です。

○教育長職務代理人 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について、何か御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第22号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第23号 令和7年度当初予算編成に係る臨時的経費及び社会保障経費に対する意見の申出について

○教育長職務代理人 吉兼法子君

続いて、議案第23号 令和7年度当初予算編成に係る臨時的経費及び社会保障経費についてです。こちらについては、議会の上程事案に深くかかわる内容になりますので、非公開での説明としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第23号は非公開とさせていただきます。非公開のため、その他事項が終了した後に説明したいと思います。

(3) 議案第24号 行橋市教育支援委員会運営規程の制定について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

続いて、議案第24号 行橋市教育支援委員会運営規程の制定について、説明をお願いいたします。

古城室長、お願いします。

○指導室長 古城敬三君

行橋市教育支援委員会運営規程の制定について、御説明します。

6ページを御覧ください。教育支援委員会は、毎年年間を通して開催されておりますが、文書として行橋市教育支援委員会運営規程を有しておりませんでしたので、今回、制定するものです。実際の、この運営していた内容で今までやってきましたし、書類等も同じものを使ってきたところです。

教育委員会に係る申請、判定、入級等について、6ページの運営規程に記載されております。

7ページから10ページにかけては、その申込書や必要書類、入級等申請書となっております。これは先ほど申しましたように、実際に使われている様式です。

以上になります。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について御意見等がありましたら、お願いします。

鬼頭委員。

○委員 鬼頭良典君

7ページの申込書の中段より下ですけれども、障害者手帳の有無、療育手帳の有無の右がですね、交付というのが改行されているので、一行にさせていただきたいと思います。

○指導室長 古城敬三君

申し訳ございません。修正いたします。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第24号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(4) 議案第25号 行橋市子ども読書活動推進協議会設置要綱の制定について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

続いて、議案第25号 行橋市子ども読書活動推進協議会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

森課長、お願いします。

○生涯学習課長 森雅代君

それでは、12ページをいたします。行橋市子ども読書活動推進協議会設置要綱を新たに制定しようとするものでございます。

これまで内規で同様のものがございましたが、令和6年3月第4次子ども読書活動推進計画が策定されたことを受けまして、計画をこのたび新たに要項として策定いたしました。説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第25号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第18号 職員の懲戒処分等について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

それでは、報告事項に入ります。

報告第18号 職員の懲戒処分等については、職員の処分内容に係る報告となりますので、非公開にて審議したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

非公開のため、その他事項及び非公開と決定した議案第23号の後に審議したいと思っております。よろしくお願いたします。

(2) 報告第19号 行橋市立小中学校タブレット等機器の取得について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

次に、報告第19号の行橋市立小中学校タブレット等機器の取得について、説明をお願いします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の15ページをお願いします。

現在、学校現場で使用しております学習用タブレットにつきましては、再リースしているものを含めまして、そのリース期間が令和6年9月をもって満了することから、それらを更新するために端末の購入に係ります入札を5月に行ったところでございます。

入札の結果、株式会社ウエムラが2億6,386万2,995円で落札をいたしました。

たが、今回の端末調達は一括で購入することとしており、これらが財産の取得に当たるために、地方自治法及び行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を求める必要がございます。よって6月定例議会に16ページに示しております議案を上程いたしまして、全員一致で可決をいただいたところでございます。

議案となるために、本来であれば議会上程前に教育委員会会議に議案として諮るべきところでしたが、5月の入札後、定例議会上程までに時間的猶予がなかったために、今月、御報告とさせていただいたところでございます。以上です。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。
桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

このリース期間の設定は、今回どうなっていますか。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

今回ですね一括購入になりますので、リース契約ではなくて一括購入になります。

○委員 桃坂克己君

ということは、大体のリース期間と同時期くらいにまた更新ということになりますか。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

そうですね、リースは期間を設定しますので、そのリースの満了に向けて更新するかというところになるんですけども、今回購入ですので、通常5年を大体一般的にリース期間の設定をしますので、次期更新も5年をめどに検討していくということになるかと思えます。

○委員 桃坂克己君

たぶん、こういった機器って日進月歩で、新しいものがどんどん出てくると思うので、その辺を考慮して、使えなくなったら意味がなくなると思えますので。それと旧のリース品の個人情報等は、入っていないということで、いいですか。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

一応リース会社のほうに、リース期間満了後に引き上げをしていただきます。言われ

るように中に入っている個人情報を含めた情報等は、必ず消去したという証明書を取得して、流出しないように対応したいと思います。

○委員 桃坂克己君

よろしくをお願いします。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

他にございませんか。

鬼頭委員。

○委員 鬼頭良典君

これは単純に、いま子どもたちが使っているものが新しくなるというふうに捉えていますか。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

はい、新しくなるというふうに捉えていただいで結構です。

○委員 鬼頭良典君

ありがとうございます。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

他によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 報告第20号 6月定例議会の議案の議決状況について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

では続いて、報告第20号の6月定例議会の議案の議決状況について、説明をお願いいたします。

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。本日追加でお配りした資料を御覧ください。

1枚めくっていただきまして、今回の6月定例議会へは、まず報告第5号として令和5年度行橋市一般会計繰越明許費計算書の報告といたしまして、学校管理課では、国の補助金が令和5年度中に補正されたために、延永小学校のLED化の改修工事、及び多目的室の床改修工事に係る予算を、また防災食育センターでは、自動車製造部品の不足や荷台の架装製造完了の遅れによりまして、配送車の購入に係る予算を、また文化課では、コスメイト行橋の文化ホール吊り天井耐震改修工事の実施設計に係ります予算を、それぞれ令和5年度から令和6年度に繰り越したことを報告させていただきました。

続いて、議案第40号として、行橋市立小中学校タブレット等機器の取得について、

これは先ほど御説明いたしましたので、ここでの説明は割愛させていただきますが、全員一致で原案可決をいただいております。

続いて、議案第43号 令和6年度一般会計第1次補正予算につきましては、まず教育総務課では、中学校海外体験学習事業の派遣に係ります予算を、指導室では、市内小学校5校、中学校2校を指定しての福岡学力アップ推進事業の実施に係ります予算を、学校管理課では、行橋市条件付返還免除型奨学金に係ります債務負担行為の設定、文化課では、コスメイト行橋文化ホール吊り天井耐震改修工事、及び工事監理委託に係る予算を、それぞれ計上したところでございます。

しかし、今回の6月定例会におきましても、この議案第43号の補正予算案に対しまして、先の3月定例議会での令和6年度当初予算と同様に修正を求める動議が議員側からございまして、修正した内容の補正予算案に対しまして賛成多数で可決をしたところでございます。

なお、どのような修正があったかと申しますと、教育総務課のほうで計上しておりました中学校海外体験学習事業の派遣に係る予算のみが、削減をされたところでございます。

今回の補正予算計上に当たっては、昨年12月議会や今年3月議会での一般質問、文教厚生委員会でいただいた御指摘などを検討して、それぞれの検討結果や方向性の御説明をし、現在の中学生たちが派遣事業にチャレンジをする機会を与えていただきたい、と訴えたところでございますが、保護者負担の在り方、また事業周知、選考の方法など、まだまだ時間をかけて検討すべきことがあり、今年は、しっかり検討を重ねて制度設計を行うべき、との御意見でございました。

予算が削減をされたことから、残念ではありますけれども、今年度は、派遣事業の実施を見送らざるを得ないという状況でございます。

2回続けて修正による予算削減がなされたことを重く受け止めまして、引き続き内部で検討を重ねてまいりたいと思います。また、改めて教育委員の皆様にも御意見をいただく機会を設けさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になります。議案第48号といたしまして、行橋市教育委員会教育長の任命につきましては、御報告申し上げましたように、賛成多数で同意をいただくことができました。

また、次のページ以降に文教厚生委員会での審議における各課への指摘・質問事項を添付しておりますが、昨日、6月定例議会が閉会したために、本日の配付となっておりますので、内容につきましては、後日御確認いただきまして、御意見、御質問がございましたら、担当課のほうに直接御連絡いただくか、または次回の会議の中でお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

6. その他

(1) 「ゆくはしの公民館」の冊子について

○教育長職務代理者 吉兼法子君

それでは、その他事項に入らせていただきます。

その他(1) ゆくはしの公民館の冊子について、説明をお願いします。

森課長、お願いします。

○生涯学習課長 森雅代君

毎年作成しております、ゆくはしの公民館が、今年度分が完成いたしましたので、本日、お手元にお配りしております。こちらは中央公民館及び校区公民館の1年間の活動を記録した冊子となっております。2冊ございますが、令和5年度の各公民館の活動報告書と、また令和6年度の計画書となっております。お時間があるときにぜひご覧ください。以上でございます。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

その他ですが、他に何かないでしょうか。

(特に声なし)

では、次回開催日について、説明をお願いします。

加來係長。

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

間のない開催ではございますが、7月8日月曜日9時から、ここ第2委員会室でお願いしたいと考えております。

○教育長職務代理者 吉兼法子君

それでは、次回定例教育委員会の会議日程は、7月8日月曜日の9時からで、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは非公開での審議といたしますので、傍聴の方は恐れ入りますが、退室をお願いします。

(傍聴者、退室あり)

(13時53分)

閉会 14時31分